

緊急地震速報に係る誤報の再発防止策等について

気象庁では、8 月 25 日の緊急地震速報（警報）の誤報に関し、改善措置・再発防止の検討を行い、以下のとおり対策を講ずることとした。また、今回の誤報の国民生活や社会経済活動への影響等にかんがみ、システム改修請負業者と気象庁職員に対する処分等を行った。

1. 再発防止対策

(1) システム改修請負業者（明星電気（株））の監督・指導

業者に対して社内のソフトウェア管理体制の改善を指示し、次のとおり再発防止のための管理体制の改善について報告がなされた。今後、業者の管理体制の改善状況を厳重にチェックしていく。

- ・ 社内の業務指示系統の明確化及び文書による指示事項の確認の徹底
- ・ ソフトウェアの管理及び改修の内容・手続きの再構築
- ・ 検査時における改修箇所に限らない総合確認試験の実施

(2) 気象庁におけるシステムの検査・監督、動作確認の強化

今回の緊急地震速報に係るシステムについては、上記（1）の改善を確認したうえで、誤報直後に停止した改修を再開する。また、次の点から、業務信頼性向上対策本部における検討等を進め、この種事案の再発防止に取り組んでいく。

- ・ 改修箇所に限らず当該システム全体の動作確認の徹底
- ・ 改修後の運用開始に当たり、十分な試験運用を行う環境構築の推進

2. システム改修請負業者（明星電気（株））に対する措置

契約（仕様書）の内容にない緊急地震速報に係るソフトウェアの改修を気象庁に連絡することなく実施し、プログラムミスによって、結果として誤報に至ったことは、気象庁に対する不誠実な行為があったと認められることから、気象庁において、「気象庁所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき、本日（平成 21 年 9 月 11 日）から 1 ヶ月間の指名停止措置を行った。

3. 職員に対する処分

社会的影響の大きい緊急地震速報に係るソフトウェアの改修は、特に慎重に行うべきところ、誤報により信頼を損なうこととなったことは、結果としてその管理が

不十分であったことから、次のとおり処分を行った。

(文書厳重注意) 地震火山部長、地震火山部管理課長

＜本件に関する問合せ先＞ 気象庁 (代) 03-3212-8341

- | | | |
|---------------|----------|-----------|
| 1. 再発防止対策関係 | 総務部企画課 | (内線 2246) |
| | 地震火山部管理課 | (内線 4503) |
| 2. 業者に対する措置関係 | 総務部経理管理官 | (内線 2351) |
| 3. 職員に対する処分関係 | 総務部人事課 | (内線 2133) |